

東北電力フロンティア デビューキャンペーン規約

この取扱いは、東北電力フロンティア株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「東北電力フロンティア デビューキャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）にもとづき、対象プランの新規ご加入による料金割引等に係る取扱いを定めたものです。

1 本キャンペーン期間

本キャンペーンの対象期間は、2025 年 9 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までといたします。

2 対象のお客さま

この取扱いは、本キャンペーン期間中に個別約款「スマートでんき」、個別約款「水のチカラ～あきた e でんき～」、個別約款「水のチカラ～いわて e でんき～」または個別約款「水のチカラ～やまがた e でんき～」(以下「対象個別約款」といいます。)の適用を新たにお申込みされたお客さまを対象といたします。

ただし、次の場合には、本キャンペーンの対象外となります。

- ・ 対象の需要場所において、既に当社と需給契約を締結している場合
※契約種別変更により、対象個別約款の適用を新たにお申込みされた場合は、本キャンペーンの対象外となります。
- ・ 2026 年 1 月 31 日までに対象個別約款による電気の供給を開始されない場合
- ・ 個別約款「A ターン応援割」、個別約款「いわて応援特典」または個別約款「やまがた移住・子育て割」の適用をお申込みされた場合

3 料金の適用期間

料金の適用期間は、2026 年 1 月の検針日から 2026 年 3 月の検針日の前日までといたします。

4 料 金

- (1) 3 に定める料金の適用期間における対象個別約款の各月の料金は、対象個別約款によって算定された金額から(2)の割引額を差し引いたものいたします。
- (2) 割引額は、対象個別約款によって算定された各月の基本料金といたします。ただし、3 に定める料金の適用期間中に需給契約が廃止された場合の割引額は、基本料金を基本約款 22（日割計算）に基づき日割計算をしてえた金額といたします。

5 そ の 他

- ・ 当社が不適切と判断した場合は料金割引を行わない場合があります。
- ・ 本キャンペーンの期間中または終了後、同様または類似のキャンペーンを行う場合があります。
- ・ 本キャンペーンの料金割引の権利は譲渡できません。
- ・ 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合があります。
- ・ その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以 上

2025 年 9 月 1 日 制定